

○議長（小林哲雄）

次に参ります。

8番、山田貴弘議員、どうぞ。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。先に通告しました2項目の質問の日曜会議用といたしまして誘導施策による都市づくりについて質問を行っていきたいと思います。

1) 開成町住環境整備マスタープランに示される道路網計画（4-主32）には疑問があります。早期整備（おおむね6年以内に事業着手する）の必要性及び道路経路の指定根拠を明確にしてください。

①文命中学校西側町道と接続し、一体とした道路経路の計画を望みます。

②独自調査の結果、公図境（境界確定調査）が一致していないようだが、地籍調査の状況はどのようになっていますか。

③事業関係地権者が少数と見受けられる、民間による宅地開発によって道路を造るのが基本であると思う。町が事業主として行うのであれば整備手法として概成整備に該当するのではないのでしょうか。（開発等に際し先行買収等を実施し、適正な道路機能を順次確保する。）

2) 自治会（地域・広域避難所）を単位とした町道の緊急輸送路の指定・整備（6メートル以上の道路幅確保）及び指定道路面より15メートル以内における沿道の地区計画指定の推進を町民とともに協議検討してみては。

（ア）用途地域の指定変更による容積率や建蔽率の緩和、または固定資産税等の減免措置を行い、協力者に優遇を図る施策を講じ、推進していくべきではないのでしょうか。

3) 放置空き家対策として、住民が所有及び管理する財産を町に寄付する場合に備え、法定相続人のいない方について、生前に優遇措置を設けるなど、誘導施策を講じてみては。

以上について、明確な回答を。

なお、一昨日行った一般質問の大規模災害を意識した都市づくりをについて、関連性があると思いますので、考慮した中で答弁のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員のご質問にお答えします。

一つ目、開成町住環境整備マスタープラン、開成町都市計画マスタープランとの整合を図り、既成の市街地の住環境整備の基盤となる町道の将来道路網の立案、優先度を踏まえた整備スケジュールを計画するなど、町道整備の具体化に向けた基本計画として、平成25年策定したものであります。計画策定に関しては、パブリッ

クコメントを実施して、町民の皆様のご意見を聴取いたしました。また、議会の皆様に対しても計画概要の説明も行ったはずであります。

開成町住環境整備マスタープランの道路計画は、町の道路網として必要な道路を道路の機能により幹線道路、地区幹線道路、地区集散道路、主要区画道路、区画道路、歩行者系道路に区分をしております。計画ではその中で住宅地の道路の骨格を構成し、消火活動等を支える道路である地区集散道路と主要区画道路を整備対象としております。

道路路線のネットワークは、道路の区分に必要な間隔を考慮し、既存道路との整合を図る設定をしております。整備の優先度は、事業の難易度と交通、防災上の安全性や、生活利便性の向上等を客観的に点数化した道路機能により設定をしております。

文命中学校西側町道と接続し、一体した道路経路の計画を望む。についてお答えします。文命中学校西側町道と一体した道路経路は既にクレシア北側入り口に広い道路があるため、適正な道路配置が確保されており、新たに文命中学校西側町道と接続する必要性はないと考えております。

次に、公園、公団境が一致しないようだがという質問ですが、計画策定に当たり、境界確定実施の調査は行っておりません。ご質問の地域の地籍調査は未実施で、平成22年から平成31年度を計画期間とする第6次10箇年計画に位置付けはされております。

最後に事業関係地権者が少数と見受けられる民間による宅地開発の件であります。開成町住環境マスタープランに掲げる町道整備の方針に基づき、客観的に道路ネットワークの形成を計画しているため、地権者調査等は実施をしております。開発行為や、建築等行為が行われれば、今回の計画に基づいて開発道路と町道とのネットワーク化に理解と協力を求めていきます。

次に、2番目の質問です。緊急輸送道路とは緊急輸送路と呼ばれ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、知事等が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路のことを言います。一般的に第1次から3次まで設定をされております。

指定の手順としては一般的に各県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを目的とした協議会で審議をされ、県防災会議の承認を得て指定され、県地域防災計画に反映をされております。

開成町の道路については、神奈川県が町道78号（御殿場大井線）、県道720号（怒田開成小田原線）、県道712号（松田停車線）が既に指定がされております。町道を緊急輸送路に指定した場合、緊急車両の通行を優先する一方で、一般車両の通行が制限されるため、緊急輸送路の指定には言及せず、重要道路の明確化を行い、重要構造物の安全点検と耐震化を促進、災害発生時における道路復旧の円滑な体制確保等にとどめております。また、沿道の整備を目的とする地区計画は、都市計画法等に基づく地区計画の決定が基本であります。その規模や目的により、可

能性はあると考えますが、実現に時間を費やすことや、一度決めた地区計画の変更等は、将来的にも困難であるというデメリットもあります。

開成町内の幹線道路で、沿道整備路線として指定された道路はないため、幹線道路以外の町道では、沿線整備路線として指定は困難であります。

用途地域の指定変更による容積率や建蔽率の緩和、または固定資産税の減免措置の件であります。用途地域は原則として一定の広がりを持つ区域単位での指定のため、一部地域での緩和は困難であります。また、用地等の協力者に対しては、土地収用法による税金の控除等で優遇されているため、税負担の公平性を見地からもそれ以上の固定資産税等の減免を実施することは考えておりません。

3番目のご質問にお答えします。空き家問題が近隣の住民だけで解決できないことも多いことから、全庁を挙げて放置された空き家対策に取り組む必要があるとは考えております。個人の財産権という難しい問題も含んでいるため、現在は家屋の所有者に対して適正な管理のお願いをしております。また、生前に設ける優遇措置の中に、税制についての優遇措置は、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

山田貴弘です。質問に対する答弁をいただいたところであります。答弁を聞いた感想といたしまして、町長の任期中に、この手の問題は手をつけないんだと受け取りました。手をつけないというのは、事業に着手しないということではありませんが、町民に対して信頼した施策の方向性を明らかにしない答弁であったというふうに私は解釈しております。全て今の答弁は、提案的なものの根本の問題点を先送りにして、現状では考えていないという答弁に聞こえたので、そこら辺を踏まえた中で、この後、細かい再質問していきたいと思っております。

それでは、細かい質問の中で、①の部分で、文命中学校西側と接続し、一体とした道路の計画を望むという中には、必要性がないと町長答弁の中で言われております。なぜ必要性がないのか。まちづくりを行っていく上で、その場所しか見えないまちづくりの提案しかしていないというのが、ここで明らかに出てきました。

クレシアからの北側の入り口の広い道があるからいいじゃないか。確かにあるからいいでしょう。では、仮に東側に向かって、今度、南側に向かうときの道路の幅、鋭角になる部分の問題、そこら辺の解決を今後どのように、まちづくりを進めていく課の中で考えているのか。明確な回答がない。単に道路があるからいいんだという答弁にしか聞こえない。やはりそこは道路改良が必要だということは明らかにわかっているんで、その部分で道路改良するのであれば、下のところで事業認定、4-主32、皆様にも道路計画が示されておりますが、どうせ下からつくるのであれば、真っすぐつなげばいいじゃないか。これは自然な、まちづくりの構造だと思うんですよ。それをなぜ、クレシアのところに道が目の前にあるからいいんだ、要

するに鋭角な道づくりをしようとしているところに、私は疑問があります。これで果たして、将来を見据えたまちづくりの計画をしているのか、根本的に疑問を持っております。

次の②公図について地籍調査の状況は、ということに調査は実施していないという答弁で、していないのに、なぜ事業計画が、この間の全協のときに出てくるのですか。まずは地籍調査をしてから、このような予算がかかって、全体図を見たときに、これはやるべきことだというのが順番ではないのかなというふうに私は感じました。

先ほど町長答弁の中で、6次10箇年計画に位置付けているということをおっしゃっていただきました。これはどこを見ても、私はわかりません。どこに書いてあるか、説明を求めたいと思います。とりあえず、ここを答えてもらって、次に参ります。お願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

まず、1点目の文命中学校西側の件について申し上げますが、最初に住環境整備マスタープランこの計画そのものについて申し上げますと、基本的に市街化区域におけるいわゆる地区集散道路、それと主要区画道路そういった道路の整備計画を概略的にまとめた計画でございます。当然、その優先順位というのは、全体の道路網を見た中で、それぞれ何メートル間隔ぐらいが一番適当だろうといったような判断、あるいは防災のときの重要性、交通安全性、そういったものを全て総合した中で、当然、費用を含めた中で計画としてつくったものでございます。したがって、既にすぐ横にあるクレシアの入り口に接続します広い道路、これを無視して新しい路線を引くということは、経済的にも合理的ではないと考えた結果でございます。

2点目の地籍調査に関しましては、この計画はあくまでも基本計画的な位置付けを持っておりますので、もし、具体的にこれを実際に計画として事業を実施するといった段階では、当然、そういった地籍調査、あるいはさまざまな測量調査等もその段階で行うものであって、計画作成の段階で地籍調査のデータを使用しなければならないというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

山田貴弘です。今、そのような答弁がくるなと思って、用意はしておいたんですけども、この認定したところの境界確定箇所、先ほど答弁の中でも調査をしていないと挙げられました。

自分、議会の政務調査費でないので、これは実費になったんですけども、公図等、登記等、この案件に対して全部取ってみました。上の部分と下の部分と、公

図境がしっかりしていないというのが現状です。この計画の中で示される道路、右に曲がっていますね。これは、要するに公図境の境がはっきりしていないがために、そこに道路を持って行って、要は地権者を納得させるというような計画道路に正直言っている。これは、明らかに公図をとれば、すぐにわかるというのが現状で見られます。ちょっと問題のある土地だなと。要するに地権者が3件から4件合意した中でいかなければ、道路計画はなかなか難しいなと感じているところであります。

また、仮に町でこのような道路をつくった場合のメリット、また、民間による宅地開発をした場合に、どのようなメリットがあるのか。それなりに住宅の軒数をちょっとはじき出してみると、35軒ぐらいが、そこら辺に張りついてくるのかなという調査もさせてもらいました。いずれにしても、我々議会にこのような事業を提案する場合に、前から説明してあるといっても、25年にいきなりこの計画が出されたのが実態だと思うんですよ、つい最近のことです。その前にもうちょっと調べて、我々のほうに提示してもらい、こういう根拠でこういう指定をしたというのが筋ではないのかなと感じているところでもあります。

また、部長が先ほど答弁したクレシアの横の問題、現存に道路があるから、要はそれを直線としてつなげないと言われましたよね。では、4-主32の計画としてやっている道路、脇の部分に道路がありませんか。それを無視して、ここは道路をつなげますよ。上は現存にあるのに、ここはつくりませんよという。要は文命中学校の脇の道路と接続すれば、18メートル道路ですね。よりよい住環境が整っていくんじゃないのかなと。要するにやっちゃいけないと言っているわけではなくて、そこまで先を見た形で事業を公表していかなければ、片方はクレシアの脇にあるから、片方はあるのにもかかわらず、つくろうとしているんですよ。それは答弁の中で言っていることが全然違って、いかにも、その白地の中に道路をつくらなきゃいけないというのが先行しているのが実態だと思うので、やはりそこは明確な説明をして町民に理解を求めてしていかなければ、行政は何をやっているんだと。要するに事業をやるんだよという話をしたときに、地籍調査はしていないわ、境界確定はしていないわ、そういうものがひとり歩きして、いざこれが表に出たときに、決まったことですからというのは行政の毎回の言葉ですよ。やはりそこはこの部分はっきりさせて、公表してやっついていかないと、不信感というのは出てきますので、その点について答弁をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

公表ということに関して申し上げれば、この計画に関しては、パブリックコメントも行っておりますので、そういった流れの公表はしているところでございます。

また、最初の文命中学校西側道路から真っすぐそのままおろしたほうというお話についてなんですけれども、再三にわたって申し上げるとおり、もともとの現道

があるのでできないと申し上げたのではなくて、する必要がないと理解したということでございます。

この4-主32については、いわゆる曲がっているということでございますけれども、これは現道を真っすぐおろしますと、それなりに住戸がもろに当たってきたりとかということがございます。したがって、計画の担保性ですとか、あるいは費用面、そういったところを考慮しますと、こういった形が一番合理的ではないかということで線形を引いたものでございまして、これはあくまでも一つのこういう形が考えられるといった成形であって、これを全て測量して、細かく数字を落とした中で全部の路面を引いているという計画では、当初からないということとはご理解いただきたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。部長の言っていることはわかります。クレシアの脇の道路にあるから必要ないと言いましたが、では下の道路の部分というのは、絡みとしてどうなるんですか。その位置付けをちょっと明確にして、次の質問にいきたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

下の道路というのは、計画線として引いているところということで理解させていただきますけれども、この4-主32は、その上の現道の拡幅からそのままおろしてくるという形になりますので、西側の道路についても、既に住戸が張りついておりますので、その部分について拡幅をするということになりますと、それなりに費用的な問題も出てくるということでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

拡幅を想定した中で今答弁をもらったんですが、そうすると、現況の道路にだって家が張りついているわけですから、それを拡幅して事業することを否定していることと一緒にありますと。そこら辺の部分をちゃんとしていかないと、ちょっと理解ができません。

○議長（小林哲雄）

今の質問、もう一度答えもらえますか。

○8番（山田貴弘）

変わらないんだったら、次にいきます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

山田です。答弁は変わらなそうなので、次に参ります。

マスタープランを公表して町民のパブコメをしているというふうに言われておりました。インターネットを使って公表していると思うんですが、そこら辺の成果というものをどのぐらいキャッチしているのか。住民説明会の中でも、このあたりの話というのはされていなかったみたいなので、どのように公表をして、実績として今の答弁の中で言われたのか。パブコメをしているからと強調して言われたので、これはあくまでも町民に対する情報公開ですよ。それをもとに、よりよいまちづくりをつくっていくという大前提でお話をしていきますので、そこら辺、どのような成果があったかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

議員の質問にお答えします。パブリックコメントにつきましては、町の手続に基づいて、開成町のホームページに公開の中で意見調整をしております。意見につきましては、0件ということで、意見なしという形になっております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

これは町長に聞きたいんですけど、インターネット上でパブコメをやって0件、この0件は意見がないから、要するにこのまま事業を進めていいのかという評価なのかどうかというものを確認したいと思います。

行政がネット上で一方的にやったものが0件だから、やっていいんだよというふうにとるのか、果たして住民のところに出ていって、より情報を吸い上げて、町民のためのまちづくりをしていくんだという姿勢がわからない、見えないので、そこら辺、0件というものをどのように見ているのかというのを、町長にお答えしてもらいたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

今までの山田議員の質問を聞いて、なかなか理解できない質問されて、やり取りを聞いていてもなかなか理解できないもので、山田議員は根本がちょっと違っているような気がしてしょうがないのですけれども、整備住環境マスタープランの整備の内容について、概要をマスタープランの中で策定したと私は理解しているのですけれども。だから地籍調査はやっていないわけであって、実際、総合計画でも、基本計画があって、実施計画がある中で、基本計画というのは概要、方針だと私は思っていますので、今度実施するときにきちんと住民説明会、地籍調査、測量、これ

をやっていくことだと思っていますので、そういった中で、山田議員はちょっと勘違いしているのではないかと私は受けとめて聞いておりますので、どうも話がかみ合っていないような気がするのですが、その辺はどうなのでしょう、大丈夫なんですか。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

決してかみ合っていないわけではなくて、確かに概要版というのは、4月の全協で公表されたんです。実際、我々は、この都市計画マスタープランという冊子をもっています。これには概要版というのは出ていないんですよ。それはわかりますよね。初めてこの概要版というのは4月にもらって、こんな計画があるのかと、要するに総合計画の中でも出ていない、実施計画にも出ていない、なぜなんだと疑問が出て、それはそれでそのときに公表しているわけだから、いいわけなんですけれども、とにかく行政がやるものというのは、出てくるとそれで進んでいくという方向性が出てくるので、まずは道路計画というものを、町民と一緒に災害を意識した中で議論していますかということを行っているんです。これは進めちゃいけないんで、自分なりに個々の現地を、公図だとか、登記簿だとか、そういうものを調べて、どういう権利関係があるのかなと調べてみたら、やはりそこはなかなか難しい土地なんだなというのはわかったんです。それはそれで現状把握のために調べたということで、こういう計画を表に出す前にもうちょっと議論をした中で明確に出していかなければ、これがひとり歩きしていっちゃうといけないという部分で、今、質問をしているんで、そこに対して、先ほどパブコメが0件という部分をどういうふうに受けとめていますかという質問に対して答えてもらっていないので、そこら辺ちょっと答えてもらいたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

パブコメは、町民に対して町の重要なものはきちんと手続上やっていかなければいけない問題で、きちんとそれは手続上やって、結果的にゼロだったということで、例えば、ゼロだったら、まちづくり集会をやって、きちんと住民にもう一回いろいろな説明をしながらやらなきゃいけないのかということとは、また違う話だと私は理解しています。特に今回の総合計画においては、町民の皆さんの、12年間に係る大事なことですので、我々が出向いて行って、いろいろなお話をさせていただいておりますけれども、総合計画が一番上にありまして、その中の個別の計画、住環境マスタープラン、都市計画マスタープランは、ぶらさがっている計画の一つだと私は理解していますので、それを一つ一つ全部町民に対して説明会を開いていくとなるとそれは大変、それが重要といえば重要なかもしれませんが、そこまでのことは今までやってきていないし、これからもそこまでの必要性は、私はないと

思っております。

そういった中で、事前に議会の皆様にはたたき台をつくっている段階の中でいろいろな意見をいただけるよう説明はさせていただいていると思っております。皆さん方から、もっと説明をしなければいけないという意見が出れば、そういう話をさせていただくという形で、私はいいのではないかと思っております。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今日の日曜議会30分の中で、これだけの内容を簡潔に整理して訴えていくというのはなかなか難しいので、この後、個別にこの部分を集中してやっていきたいと思いますが、町長答弁の中で、災害発生時における道路復旧に円滑な体制確保等にとどめているという答弁がありました。何事も道路をくねくね曲がったところじゃなくて、消防自動車も入れる、そういう円滑な道路、要は市街地南部の部分だけ広い道路じゃなくて、やはりこれから中部の部分の道路を広げていかなきゃいけないという課題が出てくるので、今回の質問に至っているんですが、災害発生時における道路復旧を円滑にすると言っているんですが、実際できる道路なのかというところに物すごく疑問を持っております。4メートルの道路で家が崩壊した場合に、どうやって撤去するんですかと。法律の観点から見て、それだけの強制力がなかなかないという現実を受けとめながら、道路計画を今後進めていってほしいと思います。その道路計画を進めていくのには、事業実施が簡単だからとかじゃなくて、町民のためになるような道路をぜひともつくってほしい、防災の観点という部分でいってほしいと思います。

質問を終わりにします。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を15時15分といたします。

午後3時00分